

納 税 課 長
税 務 課 長 殿
収 税 課 長
収 納 課 長
徴 収 課 長

オンライン参加可能

一般社団法人 日本経営協会
理事長 岡島 芳明

- 1. 納税緩和措置** (1)徴収猶予(通常の徴収猶予) (2)職権・申請による換価の猶予 (3)担保・猶予の取消し・担保物処分 (4)納付受託 (5)滞納処分の停止
- 2. 連帯納税義務及び連帯納税責任** 連帯納税義務(連帯納税責任)の種類及び効果
- 3. 納税義務の承継** (1)納税義務の承継の意義と形態 (2)相続による納税義務の承継 (3)具体的事例及び対処方法

【シリーズ6】 「第二次納税義務」

開催日:令和5年11月6日(月)～7日(火)

第二次納税義務の制度は、納税者の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき租税公課に不足すると認められる場合において、一定の要件を満たす特定の第三者に対して補充的に納税義務を負わせることにより、租税公課の徴収確保及び徴収手続の合理化を図るために認められているもので、国税徴収法では10種類(地方税法総則では11種類)の第二次納税義務が定められています。これらの各成立要件及び第二次納税義務を負う者、更には成立要件等の具体的調査方法を説明するとともに、第二次納税義務者に対する納付告知など、第二次納税義務の具体的な確定手続についても解説します。

1. 第二次納税義務の基本的な考え方及び徴収手続
2. 第二次納税義務の種類・成立要件・第二次納税義務を負う者・第二次納税義務の額・具体的な適用事例・調査方法

【シリーズ7】 「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(滞調法)の解説」

開催日:令和5年12月11日(月)～12日(火)

滞納者の財産について、滞納処分と強制執行等が競合することも少なくありませんが、令和2年4月の民事執行法の改正により、強制執行がより増えると言われます。このような場合、どちらが換価(取立)権を行使すべきかが問題となりますが、それらの調整手続を定めたのが「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(略称「滞調法」)」です。ところが、この法律は動産に関する規定を主とし、他の財産についてはそれを準用することが大部分を占めるため、とても難解です。そこで、主として図を示すことによって調整手続について説明した上、それぞれの場面でどのような書式を使って強制執行機関との間でやりとりをするのか解説するとともに、いくつかの難解な事例について説明します。

1. 滞納処分と強制執行等との調整 (1)調整の必要性 (2)滞調法の制定、大幅改正、残された課題 (3)滞調法を補完する規定
2. 両者が競合した場合の具体的な調整手続
3. 実務上の問題点

【シリーズ8】 「差押財産換価事務の進め方」

開催日:令和6年1月17日(水)～19日(金)

換価事務は、租税公課徴収の締めくくりの手続であり、滞納者の意思に反してでも、その財産を換価しなければならないため、適法であることはもちろん厳正な手続が要求されることです。そこで、換価に付すべき事案の選定、換価事務の進め方、換価手続が滞納者及び第三者の権利にどのような影響を与えるか及び換価財産の評価等、換価手続全般について細かく説明します。シリーズ8のみ3日間の開催です。そのため参加料が他のシリーズと異なります。参加料(負担金): 会員(1名) 44,000円(税込) 一般(1名) 48,400円(税込)

1. 換価総論
2. 公売の事前準備
3. 公売手続
4. 配当
5. 財産の評価

【シリーズ9】 「滞納処分ができない債権の回収」

開催日:令和6年2月8日(木)～9日(金)

地方公共団体の債権の中には、例えば、公営住宅の賃料、公営医療機関の診療代、給食費など、国税徴収又は地方税徴収の例によっては回収できない債権で滞納になっているものも少なくないようです。これらは、究極的には強制執行により回収するほかありませんが、日ごろ滞納処分を行っている徴収担当者には、債権回収のノウハウがあるとして、これらの債権の回収についての相談を受けることがあります。そこで、滞納処分と強制執行とはどう違うのか、滞納処分では回収できない債権には、どのようなものがあるのか、それらについて強制執行をするにはどのような手順が必要なのかなどについて解説します。また、強制執行の根拠となる「民事執行法」についても、その概略を説明します。強制徴収ができない債権の回収を直接担当されている方々が参加されることも大歓迎です。

1. 滞納処分によって回収できる債権とできない債権の区分
2. 滞納処分では回収できない債権の回収方法
3. 回収の具体的手続
4. 滞納者が倒産手続に入った場合の対処方法
5. 民事執行法の概要

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

徴収事務を実務的にマスターするシリーズ 1

国税徴収法・地方税総則の解説

<令和5年6月12日(月)・13日(火)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別なご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「徴収事務を実務的にマスターするシリーズ」は、全9回にわたって開催するもので、すべて受講していただくことにより、滞納処分全般に精通する徴収職員を育成することを目的に企画したものです。もちろん単体での受講も可能で、各講座を交代で受講し、担当内で最新の情報を共有する方法を採っている団体もあります。講師は、税務大学校、自治大学校、東京都、日本年金機構等で多年にわたり徴収事務の講座を担当されてきた税理士の小山紀久朗氏が全回指導いたします。

第1回目のシリーズ1は徴収職員の基本を再認識いただくため「国税徴収法・地方税総則の解説」にテーマを絞り解説いたします。

公務ご多忙の折とは存じますが、本講座に多数の徴収担当職員の方がご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

日 時: 令和5年6月12日(月) 13:00～17:00
6月13日(火) 9:30～16:30

講 師: 税理士 小山 紀久朗氏

参加方法: [会場参加] 日本経営協会内専用教室
(東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8)
[オンライン参加] ZoomによるLive配信

参加料: 会員(1名) 34,100円(税込)
(負担金) 一般(1名) 37,400円(税込)

申込方法: ①Web申込…本会ホームページからセミナー名を検索していただき、お申込み下さい。(オンライン参加の場合はできるだけwebからお申込み下さい)
②FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、事務局までお送り下さい。
・セミナー開催日の約1か月前より順次、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。
・お申込みは5営業日前までをお願いいたします。
※定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況は本会ホームページからご確認いただけます。

キャンセル: お申込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。
開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は100%をキャンセル料として申し受けます。ただし、オンライン参加の場合は、講座テキスト資料の到着後のキャンセルについては参加料100%を申し受けます(講座1週間前程度から発送開始)。

その他: 参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

○オンライン参加での留意事項
・オンライン参加の場合、セミナー実施3営業日前を目途に、ZOOM ID等をメールにてお知らせいたします。
・お申込みをいただいた参加者のみご受講をお願いします。お申込みをいただいていない方の配信閲覧は堅くお断りいたします。

お申込み
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)

本部事務局 企画研修グループ・オンライン開発グループ
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130
E-mail: tks@noma.or.jp URL http://www.noma.or.jp



▶プログラム◀

シリーズ1

I 国税徴収法

- 1 総説
- 2 財産の調査
- 3 財産の差押え
- 4 強制換価手続の競合
- 5 差押財産の換価及び配当
- 6 納税義務の拡張
- 7 納税の緩和制度

講師紹介

小山 紀久朗 氏

平成7年 東京国税局徴収部訟務官室長
 平成8年 船橋税務署長
 平成9年 王子税務署長
 平成10年 税理士開業
 平成11年～平成17年
 (株)整理回収機構執行役員相談室長
 平成19年～平成22年
 内閣府 官民競争入札等監理委員会専門委員
 平成27年4月～
 八千代市固定資産評価審査委員会委員
 現在、税理士として幅広くご活躍中

II 地方税総則中の滞納処分関連条項

地方税総則のうち、滞納処分に関する部分についての解説。

本講座は徴収事務の実務のうち「国税徴収法」「地方税総則」にテーマを絞って解説いたします。
 徴収事務全般について広く解説するものではありません。

「徴収事務を実務的にマスターするシリーズ」令和5年度開催案内

シリーズ1	国税徴収法・地方税総則の解説	令和5年 6月12日(月)～13日(火)
シリーズ2	財産調査	令和5年 7月10日(月)～11日(火)
シリーズ3	債権差押え・倒産処理手続と滞納処分	令和5年 8月7日(月)～8日(火)
シリーズ4	交付要求・参加差押え	令和5年 9月7日(木)～8日(金)
シリーズ5	納税の緩和措置・連帯納税義務・納税義務の承継	令和5年 10月10日(火)～11日(水)
シリーズ6	第二次納税義務	令和5年 11月6日(月)～7日(火)
シリーズ7	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(滞調法)の解説	令和5年 12月11日(月)～12日(火)
シリーズ8	差押財産換価事務の進め方	令和6年 1月17日(水)～19日(金)
シリーズ9	滞納処分ができない債権の回収	令和6年 2月8日(木)～9日(金)

講座申込み：FAX (03) 3403-1130

会場：19928 OL：19929 徴収事務を実務的にマスターするシリーズ1
 『国税徴収法・地方税総則の解説』参加申込書 ※NOMA記入

会場参加 オンライン参加 (該当欄にレ印) 令和5年6月12日～13日 会員 一般(該当欄にレ印)

役所名	所在地	〒	
ご連絡担当者 所属・役職 氏名	TEL	FAX	
	e-mail	※オンライン参加の場合はZOOM IDをお送りします。メールアドレスを必ずご記入ください。	
フリガナ 参加者氏名	所属部課 役職名	経験 年数	年 ヶ月 <連絡事項欄>
フリガナ 参加者氏名	所属部課 役職名	経験 年数	年 ヶ月 (経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください)

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会のご案内 ③がご不要の場合は□にチェックしてください。 □不要

▶徴収事務を実務的にマスターするシリーズ概要◀

【シリーズ1】「国税徴収法・地方税法総則の解説」

開催日：令和5年6月12日(月)～13日(火)

滞納処分の基本である国税徴収法及び地方税法総則の中の滞納処分関連条項について解説し、租税公課徴収制度の理解を深めていただきます。

1. 国税徴収法 (1)総説 (2)財産の調査・差押 (3)強制換価手続の競合 (4)差押財産の換価及び配当 (5)納税義務の拡張、納税の緩和制度
2. 地方税法総則中の滞納処分関連条項

【シリーズ2】「財産調査」

開催日：令和5年7月10日(月)～11日(火)

滞納処分を進めるためには、滞納者がどのような財産を所有しているか、また、滞納者から流出しているものはないか等、財産調査は必須のものです。それに関してどのような権限があるのか、それをどのように行使するのかを解説するとともに、滞納者や第三債務者からの情報により滞納者の経営状況や財産の実態を把握するための知識・手法の修得を図ります。

1. 滞納整理への取り組み
2. 財産調査 (1)財産調査に当たっての基本的事項 (2)任意調査、強制調査
3. 署内調査・文書等による関係先調査
4. 臨場調査 (1)滞納者等への臨場調査(質問・検査・搜索) (2)関係先への臨場調査(金融機関・取引先) (3)聴取書の作成
5. 表見財産がない場合の調査 (1)担保権付財産が譲渡された場合 (2)納税義務の承継 (3)連帯納税義務 (4)第二次納税義務 (5)滞納者の財産が担保の目的で譲渡された場合 (6)債権者代位権 (7)詐害行為取消し

【シリーズ3】「債権差押え・倒産処理手続と滞納処分」

開催日：令和5年8月7日(月)～8日(火)

1. 現在、滞納整理の現場では、給与債権や生命保険金解約返戻金をはじめとする債権等の差押えが、かなりの割合を占めていると聞きます。そこで、各債権の差押手続やその効果、被差押債権の特定例などについて解説します。なお令和2年4月からは改正民法が施行され、債権の消滅時効、債権譲渡、相殺等滞納処分にも変更がありましたので、これについても解説します。
2. 滞納者の中には、租税公課を滞納したまま、破産等の倒産処理手続に入るものも少なくなく、それらの手続と滞納処分の関係が問題となります。そこで、各倒産処理手続について説明した上で、それらと滞納処分の関係及びとるべき手続等について解説します。

1. 債権差押えについて (1)被差押債権の特定 (2)差押えの範囲 (3)被差押債権の消滅時効 (4)取立ての範囲 (5)債権の二重差押え (6)差押えと相殺の関係 (7)譲渡と競合した場合の対応
2. 倒産処理手続きと滞納処分 (1)倒産処理手続きの種類及び効果 (2)各手続きと滞納処分の関係

【シリーズ4】「交付要求・参加差押え」

開催日：令和5年9月7日(木)～8日(金)

滞納者が、他の執行機関により強制換価手続を受けている例も多く見受けられます。このような場合、交付要求や参加差押えをすることにより配当を受けることができます。そこで、交付要求・参加差押えがそれぞれどのようなものかを説明した上で、先行する強制換価手続に、交付要求・参加差押えのいずれの方法をとるか、具体的な手続について解説します。なお、平成31年から、参加差押えの換価執行制度が施行されていますので、その具体的な内容についても説明します。

1. 交付要求 (1)交付要求とは (2)交付要求ができる時期 (3)交付要求の手続、効果、制限及び解除
2. 参加差押え (1)参加差押えとは (2)参加差押えができる場合 (3)参加差押えの手続、効力、制限及び解除 (4)換価執行制度について (5)交付要求と参加差押えの選択

【シリーズ5】「納税の緩和措置・連帯納税義務・納税義務の承継」

開催日：令和5年10月10日(火)～11日(水)

1. 滞納者から分割納付の申出があった場合、それを鵜呑みにするのではなく、どの位の期間認めるか(又は分納額)は、徴収担当者の裁量により決めるべきものです。また、滞納処分を執行した場合、滞納者の事業の継続・生活の維持に支障をきたすか否か検討し、それに該当するようであれば、徴収猶予又は換価の猶予、更には滞納処分の停止に該当するか否かを検討することが肝要です。このシリーズ5では、猶予又は停止の要件について解説し、合わせて、納税者がどのくらい納付することができるかという資力の検証にも触れます。
2. 連帯納税義務(連帯納税責任)や納税義務の承継は、ある意味で納税義務の拡張であるとも解されています。そこで、連帯納税義務の意義、種類、告知の方法などについて解説します。また、納税義務の承継につきましては、課されるべき租税、納付すべき租税が承継されることとなりますが、その区別があいまいになっている例が多いようですので、これらの区分を明確にするとともに、相続における承継手続について詳しく解説し、具体的事例についての対処方法にも触れます。